

一般社団法人日本結核病学会 禁煙推進宣言

2017年10月12日

喫煙は、結核菌感染や結核の発病・再発・死亡の危険を高める重要な因子であり、家庭や職場に喫煙者がいることで、受動喫煙により、同居者や同室者も同様のリスクを被ることになる。世界で発生している結核患者の約23%は、喫煙が原因と考えられており、禁煙により、世界で発生する結核患者の約2割を減らすことができる。

また喫煙は、喫煙者やその家族にとって、結核以外にも、肺癌をはじめとする数多くの悪性腫瘍疾患、喘息・慢性閉塞性肺疾患（COPD）等の呼吸器疾患や、虚血性心疾患・脳卒中等の循環器疾患に罹患する危険を高める重要な因子である。世界では、喫煙が原因で、年間約600万人が死亡していると推定されており、最大の予防可能な単独死因である。わが国でも、毎年10数万人が喫煙関連疾患により死亡し、受動喫煙によっても年間約1.5万人が死亡していると推定されており、喫煙により、多くの国民が健康被害を受けている。

世界保健機関（WHO）は、2003年に、喫煙と受動喫煙による健康・社会・環境・経済被害から現在と将来の世代を保護することを目的として「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」（WHO Framework Convention on Tobacco Control, FCTC）を採択した。またWHOは、2008年以降、“MPOWER”により、各締約国におけるたばこ規制に関する進捗状況を報告している。FCTCは各締約国に対して、たばこ価格の引き上げ（第6条）、職場や公共の建物内における完全禁煙化（第8条）、たばこ包装の警告強化（第11条）、たばこ広告・販売促進・後援の規制（第13条）、禁煙治療の普及（第14条）、若年者へのたばこ製品販売禁止（第16条）等に取り組むように求めている。

わが国でも、健康増進法、健康日本21、スマート・ライフ・プロジェクト、労働安全衛生法などにより、喫煙対策を柱の一つとする施策が施行されてきている。しかし、FCTC締約国であるわが国での喫煙対策は、FCTCが求めている内容からは、未達成と評価されている部分が多く、さらに強化する必要がある。

このような中、結核を含む抗酸菌による感染症を中心とする疾患による国民の健康被害を減らし、健康を増進することを目指す日本結核病学会の会員としても、喫煙や受動喫煙による健康被害から国民を守るための活動に積極的に参加するのは、当然の役割と考える。

一般社団法人日本結核病学会は、保健・医療・公衆衛生の専門家集団として、わが国における禁煙および受動喫煙防止活動を積極的に推進するとともに、喫煙対策の重要性を一般社会に発信することにより、たばこによる健康被害がない社会の構築を目指して、以下の「禁煙推進宣言」を行う。

〈一般社団法人日本結核病学会の禁煙推進6目標〉

1. 本学会会員は、全員非喫煙者であることを目指す。
2. 本学会会員は、診療や健診において、結核患者や潜在性結核感染者を含めた全ての喫煙者に禁煙を勧め、禁煙治療を推進する。また、喫煙や受動喫煙による健康被害や禁煙の効用に関する正しい情報を積極的に発信する。
3. 本学会会員が勤務する施設の敷地内禁煙化を推進する。
4. 本学会主催・共催の学術集会（総会、地方会を含む）、研修会、教育講演、市民公開講座等の開催時においては、会場施設は全面禁煙とする。
5. 本学会会員は、大学及び教育関連施設における保健・医療関係学部学生に対する禁煙教育の充実を働きかける。
6. 本学会は、他の禁煙推進グループとも連携しつつ、禁煙推進活動に積極的に参加し、たばこによる健康被害がない社会の構築を推進する。

〔用語解説〕

① WHO: MPOWER

世界保健機関 (WHO) によって採択された「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」(WHO Framework Convention on Tobacco Control, FCTC) について、各締約国におけるたばこ規制の進捗状況に関する報告書で、以下6つの分野を視点にまとめている。

- ・ Monitor tobacco use and prevention policies (たばこの使用と予防政策についてモニターする)
- ・ Protect people from tobacco smoke (受動喫煙からの保護)
- ・ Offer help to quit tobacco use (禁煙支援の提供)
- ・ Warn about the dangers of tobacco (たばこの危険性に関する警告)
- ・ Enforce bans on tobacco advertising, promotion and sponsorship (たばこの広告、販売促進活動、資金提供の禁止)
- ・ Raise taxes on tobacco (たばこ税の引き上げ)

②健康増進法：平成15年施行

第二十五条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

③健康日本21（第二次）

5 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

(5) 喫煙：当該目標の達成に向けて、国は、受動喫煙防止対策、禁煙希望者に対する禁煙支援、未成年者の喫煙防止対策、たばこの健康影響や禁煙についての教育、普及啓発等に取り組む。

④スマート・ライフ・プロジェクト

「健康寿命をのばそう！」をスローガンに、国民全体が人生の最後まで元気に健康で楽しく毎日が送れることを目標とした厚生労働省の国民運動。運動、食生活、禁煙の3分野を中心に、具体的なアクションの呼びかけを行っている。

⑤労働安全衛生法（受動喫煙の防止）：平成27年施行

第六十八条の二 事業者は、労働者の受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。